

事 務 連 絡

平成27年2月20日

都道府県  
各 指定都市 民生主管課 御中  
中核市

厚生労働省

社会・援護局福祉基盤課

社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

老健局高齢者支援課

福島県相双地域等への介護職員等の応援事業の期間延長について

福島県、福島県社会福祉協議会をはじめとする関係団体及び厚生労働省で構成する「福島県相双地域等福祉人材確保対策会議」では、東京電力福島第一原子力発電所等が位置する福島県相双地域、いわき市及び田村市の一部(旧緊急時避難準備区域に限る。)(以下「相双地域等」という。))における介護職員等の不足に対応するため、平成24年6月から平成27年3月末までの応急的な措置として、特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設並びに障害者支援施設等における介護職員等の応援事業を実施しております。

全国の事業者及び関係団体のご協力により、昨年12月末までに延べ532名の応援を頂いているところですが、先般、福島県が実施した調査によれば、依然として、複数の施設において介護職員等が不足している状況であり、相双地域の自治体や関係団体からも、応援事業の継続を希望する旨の要請があるなど、引き続き介護職員等の人材不足への対策が必要な状況にあります。

こうした状況を踏まえ、今般、福島県相双地域等福祉人材確保対策会議において、雇用対策をさらに充実させていくとともに、応援事業を平成28年3月末まで延長することを決定し、別添のとおり、実施要綱等の改正を行いました。



つきましては、管内市町村、事業者等へ周知していただき、引き続き相双地域等の施設に対する介護職員等の応援について、ご協力いただきますようお願いいたします。

なお、本事業については、社会福祉法人全国社会福祉協議会、公益社団法人全国老人福祉施設協議会、公益社団法人全国老人保健施設協会及び財団法人日本知的障害者福祉協会と協力して取り組んでいる事業であることを申し添えます。

(改正後全文)

平成24年5月31日  
福島県相双地域等福祉人材確保対策会議決定

平成24年7月17日 一部改正  
平成24年12月25日 一部改正  
平成26年 1月16日 一部改正  
平成27年 2月18日 一部改正

## 福島県相双地域等への介護職員等の応援事業実施要綱

### 1 事業の目的

福島県相双地域、いわき市及び田村市の一部（以下「相双地域等」という。）の介護保険施設及び障害者支援施設等（※）においては、東京電力福島第一原発事故等の影響により、退職した介護職員等の補充が進まず、人材確保が喫緊の課題となっていることから、雇用による職員の確保を基本としつつも、応急的な措置として、全国からの介護職員等の応援により対応することとする。

※ 以下3（2）施設種別の施設等を指す。

### 2 事業概要

相双地域等の施設からのニーズに対し、全国の介護保険施設及び障害者支援施設等（※）から応援可能な職員を募り、条件の整った職員が、相双地域等の当該施設において応援を行う。

※ 以下4（3）対象施設の施設等を指す。

### 3 応援先の施設

#### （1）所在地

福島県相双地域（相馬市、南相馬市、新地町、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楢葉町、広野町、飯館村、葛尾村、川内村）、いわき市及び田村市の一部（旧緊急時避難準備区域に限る。）。

ただし、警戒区域、帰還困難区域、居住制限区域（※）及び避難指示解除準備区域は除く。

※ 原子力災害対策本部において、特例的に事業継続を認められている「いいたてホーム」については、応援対象施設とする。

## (2) 施設種別

特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設並びに障害者支援施設、障害児入所施設及び宿泊型自立訓練

## 4 募集（応援）内容

上記3に記載する応援先の施設（以下「受入施設」という。）のニーズに応じて、おおむね以下のとおりとする。

- (1) 募集職種 介護職員を中心に受入施設の配置基準に規定されている職種
- (2) 応援期間 平成24年7月1日～平成28年3月31日の間で、2週間～3ヶ月間程度のサイクル。
- (3) 対象施設 特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設並びに障害者支援施設、障害児入所施設及び宿泊型自立訓練

## 5 コーディネーターの設置

- (1) 受入施設のニーズの把握、上記4の募集（応援）内容の取りまとめを行い、それぞれの条件を調整（マッチング）し、応援職員を決定するコーディネーターを福島県社会福祉協議会に設置する。
- (2) コーディネーターは、条件の調整（マッチング）に当たり、必要に応じて関係団体から意見を聴取することができる。
- (3) 福島県相双地域等福祉人材確保対策会議はコーディネーターの求めに応じ、調整業務が円滑に行われるよう、協力するものとする。

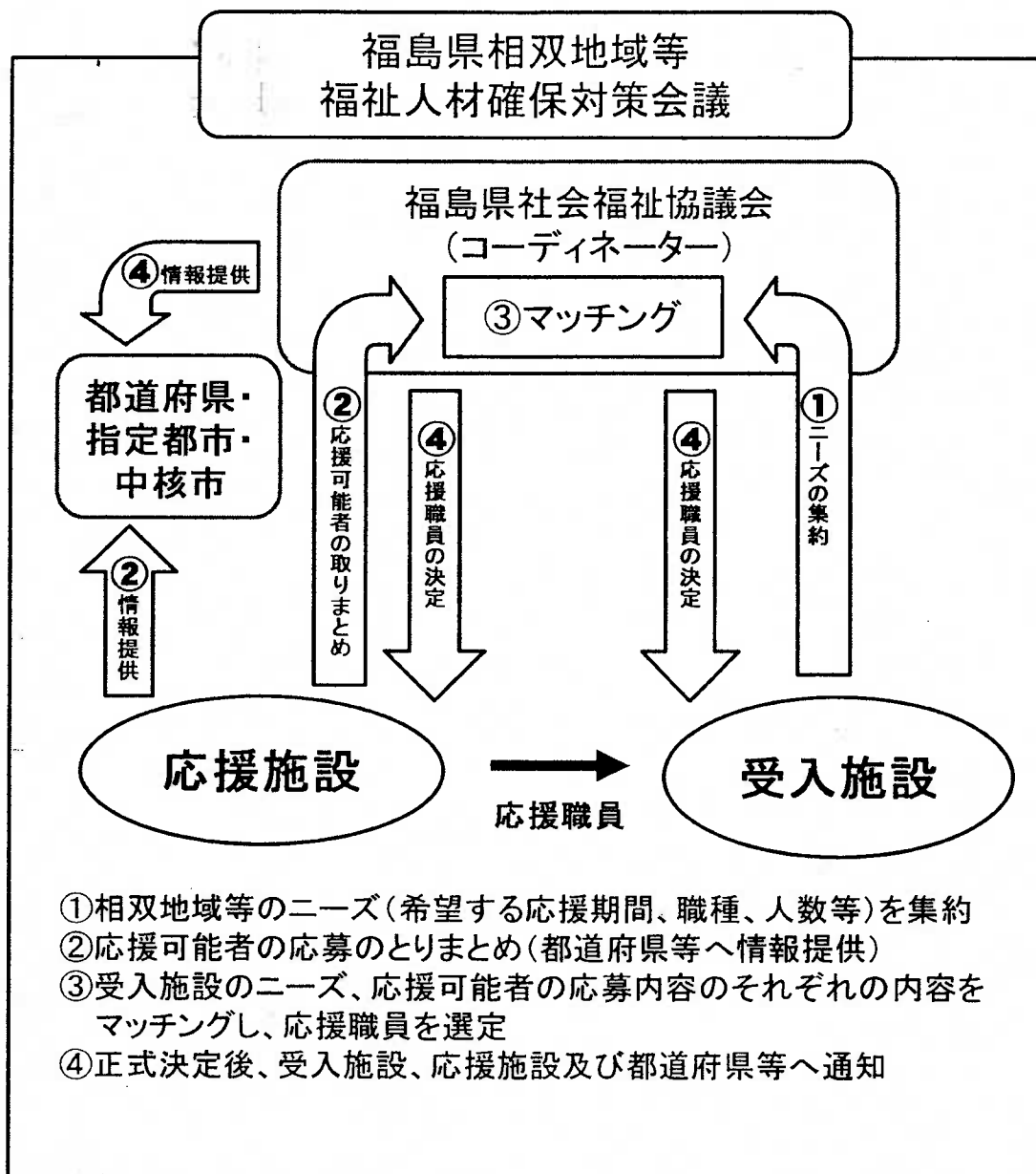
## 6 費用

本事業の実施に要する費用は、福島県が負担する。

## 7 その他

募集方法など本事業に関する詳細な内容については、福島県相双地域等福祉人材確保対策実務者会議において調整する。

### 福島県相双地域等への介護職員等の応援事業のイメージ



(改正後全文)

平成24年5月31日

福島県相双地域等福祉人材確保対策実務者会議決定

平成24年12月25日 一部改正

平成25年3月11日 一部改正

平成26年1月16日 一部改正

平成27年2月18日 一部改正

**福島県相双地域等への介護職員等の応援事業に係る募集要領**

「福島県相双地域等への介護職員等の応援事業実施要綱」（平成24年5月31日付福島県相双地域等福祉人材確保対策会議決定）に基づき実施する応援に関し、募集等についての具体的な内容は以下のとおりとする。

**1 募集対象自治体**

全国の自治体とする。

**2 募集期間及び応援期間**

今後の職員不足の解消状況を踏まえて対応するため、下記のとおり募集期間を区切り実施する。

区分	募集期間		応援期間
	開始日	締切日	
1	24.6.4	24.6.15	24.7.1～24.9.30
2	24.8.1	24.8.15	24.10.1～24.12.31
3	24.11.1	24.11.15	25.1.1～25.3.31
4	25.2.1	25.2.15	25.4.1～25.6.30
5	25.5.1	25.5.15	25.7.1～25.9.30
6	25.8.1	25.8.15	25.10.1～25.12.31
7	25.11.1	25.11.15	26.1.1～26.3.31
8	26.2.1	26.2.15	26.4.1～26.6.30
9	26.5.1	26.5.15	26.7.1～26.9.30
10	26.8.1	26.8.15	26.10.1～26.12.31
11	26.11.1	26.11.15	27.1.1～27.3.31
12	27.3.1	27.3.31	27.4.1～27.6.30
13	27.5.1	27.5.15	27.7.1～27.9.30
14	27.8.1	27.8.15	27.10.1～27.12.31
15	27.11.1	27.11.15	28.1.1～28.3.31

※募集期間等については、福島県社会福祉協議会HP (<http://www.fukushimakenshakyo.or.jp>) に掲載。

なお、上記応援期間後においても、依然として介護職員等の不足状況が改善されない場合は、改めて応援職員の募集を行うことがある。

### 3 募集（応募）方法

- (1) 都道府県、指定都市及び中核市（以下「都道府県等」という。）は、管内に所在する介護保険施設及び障害者支援施設等に、別紙の「介護職員等応援可能者登録票」（以下「登録票」という。）を送付する。
- (2) 介護保険施設及び障害者支援施設等は、必要事項を記載要領等に従い記載後、登録票をコーディネーターである福島県社会福祉協議会へ送付（登録）するとともに、都道府県等に対し情報提供を行う。

### 4 応援職員の決定

コーディネーターは、次の手順により応援職員を選定、決定する。

- (1) 相双地域等の受入施設のニーズと、送付された登録票のそれぞれの条件からマッチングを行い、応援職員を選定する。  
なお、マッチングに当たっては、関係団体から意見を聞くことができる。
- (2) すべての条件が合致している場合であっても、選定した応援職員の所属する施設を通じ、あらかじめ本人の意向を確認する。
- (3) 意向確認の結果、本人等の了解を得られた場合には、受入施設及び当該応援職員の施設（以下「応援施設」という。）に対し、受入施設名等、応援期間、現地での住居及び通勤手段を記載した「依頼状」を発行するとともに、応援施設の所在する都道府県等に対し情報提供を行う。

### 5 応援に係る費用等について

当該応援職員の人件費については、平成23年4月15日付事務連絡「東日本大震災」による社会福祉施設等に対する介護職員等の派遣に係る費用の取扱いに基づき適切に対応するものとする。

また、応援職員の旅費、宿泊費及び通勤に要する費用については、福島県社会福祉協議会を通じ福島県が負担する。

### 6 その他

2の募集期間締切日後に当該期間に係る応援に関し、積極的な応援準備が整っている施設がある場合には、福島県社会福祉協議会まで情報提供いただき、個別に調整するものとする。

照会先

福島県保健福祉部高齢福祉課	024-521-7164
福島県保健福祉部障がい福祉課	024-521-7240
福島県社会福祉協議会	024-523-1256

平成 年 月 日現在

## 介護職員等応援可能者登録票

都道府県・市名 \_\_\_\_\_

施設種別	特養 ・ 老健 ・ 障害（児 ・ 者 ・ 宿泊型）		
施設名		住所	
担当者名		電話・FAX・E-mail	

送付時点で派遣者が特定出来る場合

	性別	年齢	応援可能期間（日間）	資格・職種	備考
例	男	45	27.4.1～6.30(91日間)	介護福祉士	
1					
2					
3					

送付時点で派遣者が特定出来ない場合

	性別	年齢	人数	応援可能期間（日間）	資格・職種	備考
例	—	—	2人	27.4.1～4.28(28日間)	介護福祉士	14日間で交代
1						
2						
3						

- ・ 資格・職種欄には、それぞれの施設の配置基準に規定されている職種をご記入ください。
- ・ マッチングの過程で、福島県社会福祉協議会の担当者から確認をさせていただきます。
- ・ 応援職員の受入れには、受入施設の状況(住居の確保等)によりご希望にお応えできない場合、また、マッチングに時間がかかることも考えられますので、あらかじめご了承ください。
- ・ 応援可能期間については、応援募集期間の終期にとらわれることなく記載ください。

受付日	
整理番号	

問合せ先

福島県社会福祉協議会 福祉サービス支援課

電話: 024-523-1256

FAX: 024-524-3618

E-mail: [shisetsu@fukushimakenshakyo.or.jp](mailto:shisetsu@fukushimakenshakyo.or.jp)